

卵子の凍結保存についての当院の規定【同意書類 No.7-1(2016年12月改訂)】

(1) 卵子の凍結保存期間・費用

- ① 卵子の凍結保存期間は、凍結日から2年間です。
また、この間の凍結保存の費用は当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照ください)。
- ② 凍結保存卵子の融解を申し入れた日が、凍結保存期間中であっても、融解を行う日が凍結期間満了日を1日でも過ぎる場合、1年分の凍結保存期間延長の費用が発生します。

(2) 患者様から当院への連絡義務

※当院から患者様へ保存期間延長についての連絡義務はありません。

- ① 凍結保存期間満了日の1ヶ月前までに、保存期間を延長するか、廃棄するかを、当院へ連絡し、卵子の凍結保存後にお渡しする『凍結保存 胚・卵子 保存期間延長及び廃棄の同意書』(以下書類とする)に署名し、当院へ提出してください。
もし、凍結保存期間内に連絡がない場合は、保存期間延長の意思がなく卵子の所有権を放棄したものとみなし、当院は当該保存卵子を廃棄します。
- ② 連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、変更後1ヶ月以内に当院へ連絡してください。
- ③ 妻が死亡した場合は、夫が1ヶ月以内に当院へ連絡し、廃棄の手続き(書類に署名して当院へ提出)を行ってください。
この場合、卵子の処分権は当院に帰属し、卵子は廃棄します。
- ④ 郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません(必要に応じ、書留等をご利用ください)。

(3) 卵子の凍結保存期間の延長をする場合

- ① 凍結保存期間の延長を希望する場合は、保存期間満了日の1ヶ月前までに書類に署名し、当院へ提出し、当院の定める継続管理料を支払わなければなりません。継続管理料は当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照ください)。
支払後、凍結保存期間満了日より1年間、凍結保存期間が延長されます。
- ② 凍結保存期間延長手続きの回数は原則として8回までとし、保存期間は凍結から最長10年とします。
また、保存期間延長の手続きを行う際に、妻が生殖年齢(当院では50歳)を超えた場合は、保存期間延長の手続きは行えません。
- ③ 凍結保存期間中に、本規定が変更になった場合(継続管理料の増減や保存期間の変更など)、変更直後の延長手続時から、変更された最新の規定が適用になります。

(4) 卵子の凍結保存期間内に廃棄を希望する場合

- ① 凍結保存期間内に廃棄を希望する場合は、書類に署名し、当院へ提出してください。

(5) 凍結保存卵子を融解し、融解した卵子を用いて治療を希望する場合

- ① 凍結保存卵子を融解し、融解した卵子を用いて治療を希望する場合は、医師との相談の上で『凍結保存卵子の融解(解凍)の同意書』および『顕微授精-胚移植法(ICSI-ET)の同意書』に署名し、当院へ提出してください。

(6) 当院の閉院等で卵子の凍結保存が継続できなくなる場合

- ① 閉院等で治療が行えなくなった場合は、原則として事前に連絡し、ご希望に応じて他院へ凍結保存卵子を移送する手続きを行うなど、出来る限りの範囲で対応いたしますが、移送先の施設は、患者様ご自身で探して頂きます。
- ② やむを得ない何らかの理由(医師の急死など)で、突然閉院になった場合は、凍結保存の継続ができなくなる場合があります。

施設責任者 セキールレディースクリニック 院長 関 守利